

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
宮城県	県	市町村振興総合補助金(メニューNo.7 公衆浴場安定確保対策事業)	補助金	市町村が公衆浴場業者の行う公衆浴場の確保のために要する経費について補助する場合に、当該補助に要する経費について当該市町村に対して助成する。	市町村が交付した補助金額の 1/2 に相当する額以内。 補助対象限度額: 330 万円。 (対象経費) 太陽熱利用施設の更新に要する経費。 ただし、以下の耐用年数を経たもの。 耐用年数利用施設: 10 年	平成 17 年度から実施	https://www.pref.miyagi.jp/site/tiikisinnkou/sougouhojokin-index.html	【市町村振興総合補助金担当】 企画部地域振興課地域創生支援班 022-211-2425 【メニュー事業担当】 環境生活部食と暮らしの安全推進課 環境衛生班 022-211-2645
埼玉県	県	令和 7 年度補正予算 CO ₂ 排出削減設備導入補助金【緊急対策枠】	補助金	民間事業者(県内で 1 年以上事業活動を営んでいる法人及び個人事業主)。会社にあつては、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項の各号のいずれかに該当するもの。	①高効率設備への更新: 補助率 1/2(上限額 5,000 千円) ②再生可能エネルギー設備の導入: 補助率 1/2(上限額 5,000 千円) ※太陽光発電設備は蓄電池の設置が必須 ③ CO ₂ 排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等: 補助率 1/2(上限額 5,000 千円)	令和 8 年 4 月 27 日～予算額に達するまで	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r7co2hojo-kinkyutaisaku.html	温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当 048-830-3021

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	県	スマート CO ₂ 排出削減設備導入補助金	補助金	民間事業者(県内で1年以上事業活動を営んでいる法人及び個人事業主)。会社にあつては、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の各号のいずれかに該当するもの。	①高効率設備への更新:補助率 1/3(上限額 3,000 千円) ②再生可能エネルギー設備の導入: 1/3(上限 5,000 千円) ※太陽光発電設備は蓄電池の設置が必須 ③CO ₂ 排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等:補助率 1/3(上限額 3,000 千円) ④EMS+①~③の同時導入:1/2(上限 10,000 千円)	①~③未定 ④令和8年6月3日~令和8年7月10日	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r8co2hojo.html	温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当 048-830-3021
埼玉県	さいたま市	さいたま市創エネ・蓄エネ設備導入補助金	補助金	1. 事業者・団体が自ら所有又は日常的に使用している事業所に、太陽光発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムを設置する事業 2. 0円ソーラー事業者が、自ら所有又は日常的に使用している事業所に太陽光発電設備や蓄電池システムを設置する事業	1件につき、上限 60 万円 ※補助対象経費のうち、国等の補助金の交付額を控除した額の 1/2 以内の額	令和9年3月1日まで (予算がなくなり次第期間内でも受付終了)	https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/015/011/002/p097431.html	ゼロカーボン推進戦略課 普及推進係 電話:048-829-1316
埼玉県	さいたま市	さいたま市重点対策加速化事業補助金	補助金	1. 事業者が自ら所有又は日常的に使用している事業所に、太陽光発電設備や蓄電池システムを設置する事業(リース、PPAを含む)	(1)太陽光発電設備 太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のうち、小さい値に 50,000 円を乗じた額 (2)蓄電池 蓄電池の導入に係る補助対象経費に 3 分の 1 を乗じた額	令和9年3月1日まで (予算がなくなり次第期間内でも受付終了)	https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/015/011/002/p098556.html	ゼロカーボン推進戦略課 普及推進係 電話:048-829-1316

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	富士見市	富士見市地球温暖化防止活動支援補助金	補助金	市税の滞納がなく、次に該当する事業者。 ・過去に同一又は同種の交付金対象機器に係る補助金の交付を受けていないこと。 ・市内に事業活動が行われる事業所があること。 ※機器設置契約前に事前申請要	○太陽光発電システム 3 万円/kw(上限 60 万円) ○HEMS ※太陽光発電システムと併設の場合 対象経費の 1/6 (上限 20 万円) ○定置用リチウムイオン蓄電池 1 万円/kw(上限 60 万円)	令和 8 年 6 月 1 日 (月) から令和 8 年 9 月 30 日 (水) まで ※予算額に達した場合は受付を終了。	富士見市 https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/09kankyou/2015-1202-1454-52/renewable_energy/ondankaboushfujimi.html	経済環境部環境課 環境保全係 電話: 049-252-7129
東京都	都	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業	助成金	民間事業者(民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等)	○中小企業等 再エネ発電設備: 補助率 2/3、再エネ熱利用設備: 補助率 3/4(上限 2 億円) ○その他 再エネ発電設備: 補助率 1/2、再エネ熱利用設備: 補助率 2/3(上限 2 億円)	申請受付: 令和 6 年度～令和 8 年度	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan/	産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課 03-5000-8001
東京都	都	再エネ電源都外調達事業(都外 PPA)	助成金	民間事業者(民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等)	以下は、再エネ発電設備(特別高圧以外)の補助金額・限度額とする。 ○フィジカル PPA ・蓄電池と同時設置: 補助率 2/3、上限 4 億円 ・単独設置: 補助率 1/2、上限 2 億円 ○バーチャル PPA ・蓄電池と同時設置: 補助率 1/2、上限 4 億円 ・単独設置: 補助率 1/3、上限 2 億円	申請受付: 令和 6 年度～令和 8 年度	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-offsite-ppa/	産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課 03-5000-8001

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	都	ZEB 化・廃熱利用設備 導入促進事業	助成金	民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等	【助成対象設備】 ・ZEB 化区分※ウのみの導入は不可 ア 建築省エネ技術(断熱材など) イ 設備省エネ技術(空調・照明など) ウ 再生可能エネルギー技術(太陽熱設備を含む) ・廃熱利用区分 事業所や工場等で発生する廃熱を有効利用する設備 【補助率・補助上限額】 ・ZEB 化区分 補助率:2/3 設計支援 :上限 1,000 万円 設備導入支援:上限 1 億 5,000 万円 ・廃熱利用区分 補助率:2/3 設計支援 :上限 200 万円 設備導入支援:上限 1,000 万円	申請受付:令和8年度	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zeb-wasteheat/	産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課 03-5000-7988
東京都	都	蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーション ビジネス支援事業	助成金	東京都事業者用登録アグリゲーター、都内に登記簿上の本店又は支店を有している法人 ※ 特定卸供給事業者等で、本事業に参画するために予め登録を受けた者	補助率 1/2、上限 7,500 万円又は太陽光発電システムの発電出力に 15 万円/kW を乗じた額のいずれか低い方	申請受付:令和 6 年度	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggregation_business_company	産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課 03-5000-7987

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	都	需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業	助成金	東京都内に登録簿上の本店又は支店等を有する需要家、都登録アグリゲーター(事業者) ※又は小売電気事業者 ※ 特定卸供給事業者等で、本事業に参画するために予め登録を受けた者	補助率2/3(又は1/2)、上限 7,500 万円又は太陽光発電システムの発電出力に 13万円/kW(又は10万円/kW)を乗じた額のいずれか低い方	申請受付:令和7年度から令和9年度	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/em-promotion/	産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課 03-5000-7987
東京都	大田区	公衆浴場施設等改善助成	各浴場から区へ申請	区内普通公衆浴場	上限 200 万円	R7.4.1～R8.3.31		産業経済課
東京都	墨田区	公衆浴場衛生設備等改善資金助成	助成金	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部加入営業者	浴場の改善経費 上限 35 万円	昭和 56 年～ (平成 28 年要綱改正で助成対象経費の変更)		保健衛生部生活衛生課 電話番号 03-5608-6939
東京都	台東区	我が社の環境経営推進助成制度(脱炭素推進助成金)	助成金	区内の事業所に太陽光発電システムを導入する事業所(ただし、当該事業所の年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500KI 未満)	1kW あたり 5 万円、 上限 50 万円	事前申込期間 前期:4/9～4/16 後期:8/18～8/24	https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/kankyo/jyoseiseido/datsutanoso.html	環境清掃部環境課 普及啓発担当
東京都	小平市	省・創・蓄エネルギー機器等設置モニター助成制度	補助金	対象者:新品の助成対象機器等を設置(機器等の設置完了日が令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)し、次に該当する者であること 市内に事業所等を有し、当該事業所等に機器等を設置し、自ら使用する個人又は法人その他の団体の代表者 対象機器:太陽光発電システム 蓄電池 V2H 充放電設備 断熱窓 その他:市が実施する「小平市環境家計簿」に登録し、1年間参加すること。 V2H 充放電設備を除いて既存住宅のみ対象	50,000 円	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (予算上限に達し次第終了)	https://www.ssda.or.jp/service/assist/	環境部環境政策課 計画推進担当

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	狛江市	令和7年度 狛江市地球温暖化対策用設備導入助成金	助成金	○共通要件 ・市税の滞納がない方 ・助成対象機器等の設置に当たり、権利関係等により必要となる他者の同意が得られている方 ・未使用の助成対象機器等を新たに導入する方 ○事業所 ・市内で事業を営んでいる(予定を含む)方	(購入)太陽電池モジュール公称最大出力(小数点以下第3位は切捨て)1キロワット当たり2万円。【限度額8万円、ただし共同住宅の共有部分に設備を導入する場合は限度額 20 万円。】 (リース)交付決定を受けた年度における2月末までのリース料金(電気使用料金を除く。)の支払合計額。(限度額1キロワット当たり2万円を乗じた額または8万円のうちの低い額) (PPA)5万円(負担額が5万円を下回る場合は、負担額)※架台設置等の工事費を申請者が負担する場合に限る。	令和8年4月1日～令和9年1月29日 ※予算上限に達した場合、期限前でも終了。	https://www.city.ko-mae.tokyo.jp/index.cfm/41,127297,313,2006.html	環境政策課 環境係 03-3430-1287
東京都	三鷹市	新エネルギー・省エネルギー設置設備助成金 (太陽光発電設備)	助成金	市内に居住しており、自ら所有し設備(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 12 ヶ月未満の設備に限る。	1kw あたり1万円、上限 10 万円まで	令和8年4月1日～令和9年3月31日。ただし、予算の範囲内で先着順。	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/118/118378.html	生活環境部環境政策課 0422-29-9612
東京都	三鷹市	令和8年度三鷹市ゼロエネルギータウン奨励事業(太陽光発電設備)	奨励金	消費するエネルギーの収支をゼロにすることを旨とした住宅や建物(ZEH、東京ゼロエミ住宅水準)を設置する市民及び事業者に対し、奨励金を交付する。	太陽光発電:1ポイント/kw、1戸あたりの上限は 10 ポイント※1 事業におけるポイントの上限は、1,500 ポイント(1 ポイント=1 万円、千円未満は切り捨て)	令和8年4月1日～令和9年3月31日。(個人の申請は令和9年3月1日)ただし、予算の範囲内で先着順。	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/110/110668.html	生活環境部環境政策課 0422-29-9612

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	三鷹市	令和8年度三鷹市ゼロエネルギータウン奨励事業(太陽熱利用システム)	奨励金	消費するエネルギーの収支をゼロにすることを旨とした住宅や建物(ZEH、東京ゼロエミ住宅水準)を設置する市民及び事業者に対し、奨励金を交付する。	高効率給湯設備 ①太陽熱利用システム(自然循環式):2ポイント ②太陽熱利用システム(強制循環式):5ポイント ※1 事業におけるポイントの上限は、1,500 ポイント(1 ポイント=1 万円、千円未満は切り捨て)	令和8年4月1日～令和9年3月31日。(個人の申請は令和9年3月1日)ただし、予算の範囲内で先着順。	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/110/110668.html	生活環境部環境政策課 0422-29-9612
新潟県		新潟県の県及び県内市町村の「新エネルギー等設備・太陽光発電設備の導入に関する支援制度」については下記 URL をご参照ください。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/1215972060989.html						
富山県	県	富山県公衆浴場衛生設備改善等事業補助金	補助金	・県内の太陽熱利用温水設備・脱衣室と浴室の合計面積が 210 平方メートル以下の一般公衆浴場	補助率 1/4(補助対象限度額 60 万円)	S55～	https://www.pref.toyama.jp/1207/kousyuyokuzyousestsubihogyo.html	生活衛生課 076-444-3229
富山県	県	富山県公衆浴場施設等整備事業補助金	補助金	・県内の太陽熱利用冷温熱装置・脱衣室と浴室の合計面積が 210 平方メートル以下の一般公衆浴場	日本政策金融公庫資金借入約定利率に基づき公庫に支払う、最終借入日から60 箇月間の借入利率相当額(約定利率6%を限度)の2分の1(補助対象となる借入資金の限度額5,000 万円)	S56～	https://www.pref.toyama.jp/1207/kousyuyokuzyousestsubihogyo.html	生活衛生課 076-444-3229
富山県	富山市	富山市公衆浴場設備改善事業補助金及び設備資金利子補給金	補助金	太陽熱を利用した給湯施設・公衆浴場法第2条の規定により富山県知事の許可を受けた施設であり、物価統制令第4条の規定により入浴料金の価格が統制されているもの・脱衣場と浴室を合わせた面積が 210 平方メートル以下のもの・市税の滞納のないもの	補助対象事業に要した額又は補助対象基本額(太陽熱利用温水設備の新設においては300 万円)により算定した額のいずれか低い額の3分の1以内の額	H17～		環境保全課 076-443-2086
富山県	高岡市	高岡市公衆浴場衛生設備改善補助金	補助金	・太陽熱を利用した給湯施設・公衆浴場法第2条の規定により富山県知事の許可を受けた施設であり、物価統制令第4条の規定により入浴料金の価格が統制されているもの・脱衣場と浴室を合わせた面積が 210 平方メートル以下のもの・市税の滞納のないもの	経費の3分の1(限度額 60 万円)	H17～		市民生活課 0766-20-1351

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
富山県	砺波市	砺波市公衆浴場衛生設備改善等補助金	補助金	当市において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の改善等を行う者	経費の 1/4 以内 (補助対象限度額 600,000 円)	H16～	砺波市公衆浴場衛生設備改善等補助金交付要綱	市民生活課 0763-33-1372
富山県	魚津市	魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金	補助金	当市において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の新設又は更新を行う者	経費の 1/4 以内(補助対象限度額 600,000 円)	H17.4～	魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱	市民環境課 0765-23-1004
富山県	射水市	射水市公衆浴場衛生設備改善事業補助金	補助金	当市において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の改善を行う浴場業者	経費の 1/4 以内(補助対象限度額 600,000 円)	H17～	射水市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱	環境課 0766-51-6624
富山県	入善町	入善町公衆浴場衛生設備改善事業補助金	補助金	当町において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の改善を行う浴場業者	経費の 1/6 以内(補助対象限度額 600,000 円)	H17～	入善町公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱	住民環境課 0765-72-1824
富山県	小矢部市	小矢部市公衆浴場衛生設備改善等補助金	補助金	当市において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の新設又は更新を行う公衆浴場業者	経費の 1/3 以内(補助対象限度額 600,000 円)	S55～	小矢部市公衆浴場衛生設備改善等補助金交付要綱	生活環境課 0766-67-1760
富山県	黒部市	黒部市公衆浴場衛生設備改善事業及び太陽熱利用温水設備設置事業補助金	補助金	当市において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の新設又は更新を行う者	経費の 1/4 以内(補助対象限度額 600,000 円)	H18.3～	黒部市公衆浴場衛生設備改善事業及び太陽熱利用温水設備設置事業補助金交付要綱	市民環境課 0765-54-2501
長野県	山ノ内町	山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金	補助金交付	温泉利用事業所において、温泉熱を熱源として熱交換を行い、暖房、給湯又は融雪等に利用する設備。	■温泉熱利用設備 【事業者用】 対象経費の 3 分の 1 以内の額。ただし、50 万円を限度とする。 【事業者】 対象経費の 3 分の 1 以内の額。ただし、10 万円を限度とする。	令和6年4月から	https://www.town.yamanouchi.nagano.jp/soshiki/chiikisocho/gyomu/kankyo_hozen/energy/878.html	未来創造課 地域創造係 TEL 0269-33-3113

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
京都府	府	自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画認定制度	補助金又は設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免	自己消費を目的として再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設する中小事業者、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者	補助金 太陽光発電設備: 7 万円/kW ※再エネコンシェルジュによる設計・施工の場合は 10 万円に引き上げ 効率的利用設備: 1/3 (上限 250 万円) 効率的利用設備2種同時の場合は、EMSのみ補助率 1/2 に引き上げ 税減免 設備取得価額の 1/3(限度額: 1,000 万円)	補助金 R8.5.7~ R9.1.29 税減免 R8.4.1~ R9.3.31	https://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuusokusinnjoureishien.html	総合政策環境部 脱炭素社会推進課 075-414-4298

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
京都府	府	京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金	補助金	①特定建築主等再エネ導入促進事業 府内の延床面積 300 m ² 以上の事業所等において、基準量より 1kW 以上高い発電出力を有する太陽光発電設備等を設置する事業 ②駐車場・農地等再エネ導入促進事業 ・府内の駐車場等にソーラーカーポートを設置する事業 ・府内の農地又はため池に太陽光発電設備を設置する事業 ③共同住宅再エネ導入促進事業 府内の共同住宅に太陽光発電設備等を設置する事業	①特定建築主等再エネ導入促進事業 太陽光発電設備: 5 万円/kW(上限 900 万円) 蓄電池: 1/3(上限 100 万円) 水素等関連設備: 2/3(上限 1,000 万円) ②駐車場・農地等再エネ導入促進事業 ・駐車場への導入 太陽光発電設備: 1/3(上限 200 万円) 蓄電池: 1/3(上限 100 万円) 水素等関連設備: 2/3(上限 1,000 万円) ・農地・ため池への導入 太陽光発電設備: 1/2(上限 500 万円) 蓄電池: 1/3(上限 100 万円) 水素等関連設備: 2/3(上限 1,000 万円) ③共同住宅共用部再エネ導入促進事業 太陽光発電設備: 5 万円/kW(上限 200 万円) 蓄電池: 1/3(上限 100 万円)	R8.5.7～ R9.1.29	https://www.pref.kyoto.jp/energy/juten_taiyoko.html	総合政策環境部 脱炭素社会推進課 075-414-4298
京都府	向日市	向日市ゼロカーボン推進補助金	補助金	太陽光発電設備を設置する事業所に対して、補助金を交付します。	・太陽光発電: 5 万円/kW	令和8年4月6日(月)から令和9年1月15日(金)まで。ただし、予算の上限に達し次第終了	https://www.city.muiko.kyoto.jp/site/zero-carbon/3454.html	環境産業部ゼロカーボン推進課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	荒尾市	荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金	補助金	(補助対象者) 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。 (1) 荒尾市内の建物等に、次に掲げる対象のシステム(以下「対象システム」という。)を設置すること。 ア 太陽光発電システム イ 蓄電池システム ウ ZEH+ エ ZEH オ 高効率空調機器 カ 高効率照明機器 キ ソーラーカーポート (2) 前号アからエまでの対象システムにあっては、当該対象システムを設置する者が個人又は法人(同システムをPPA(電力販売契約をいう。以下同じ。)又はリース事業により設置する場合は、PPA又はリース実施事業者)であって、同号オからキまでの対象システムにあっては、当該対象システムを設置する者が事業者(同システムをPPA又はリース事業等により設置する場合は、PPA又はリース実施事業者)であること。 (3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和7年3月10日環地域事発第2503102号改正)別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)の交付要件を満たすこと。 (4) 国、都道府県又は他の市町村による対象システムの設置に係る補助金等の交付を受けていないこと。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としないものとする。 (1) 荒尾市暴力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有する者 (2) 宗教活動又は政治活動を行う事業者 (3) その他市長が適当でないと認めるもの	太陽光発電 ・一般住宅:7万円/kW ・民間事業者:5万円/kW ・民間事業者用ソーラーカーポート: 設置設備整備事業費の1/3 蓄電池:蓄電池価格の1/3 ZEH:55万円/戸 ZEH+:100万円/戸	R8.5.1～ R9.1.8(補助金の上限に達し次第終了)	https://www.city.arao.lg.jp/shisei/shisaku/kankyo-seisaku/5101.html	環境保全課ゼロカーボン推進室 0968-57-7857

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	南小国町	南小国町太陽光発電設備等導入促進事業補助金	補助金	【対象者】 町内に居住する個人または町内に事業所を有する法人で、申請者及び同一世帯員が町税を滞納していない者	1 事業につき 1 回 ○太陽光発電設備及び風力発電設備 発電設備の公称最大出力の合計値に 2 万円を乗じて得た額、上限 20 万円 ○蓄電池 蓄電池購入及び設置に係る補助対象経費の総額と 10 万円のいずれか低い方の額	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(予算の範囲内)	https://www.town.mamioguni.lg.jp/news/2022/1830.html	まちづくり課 0967-42-1171